

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県報

号外第40号

福 島 県 報

平成22年9月21日 火曜日

1

目次

福島県監査委員

○監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成22年9月21日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 高野直実
福島県監査委員 高野宏之

- 1 監査実施期間 平成22年7月23日
- 2 監査対象機関 公所9箇所
- 3 監査の結果 監査は、平成21会計年度の財務に関する事務について実施した。教育委員会

| 対象機関 | 実施年月日 | 担当監査委員 | 実施方法 | 職員調査年月日 |
|------|------------|----------|------|------------|
| 図書館 | 平成22年7月23日 | 宗方保 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年5月20日 |
| 美術館 | 平成22年7月23日 | 宗方保 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年5月21日 |

| | | | | | |
|-----------|------------|-------|------|------|------------|
| 博物館 | 平成22年7月23日 | 宗方保 | 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年5月27日 |
| 修明高等学校 | 平成22年7月23日 | 宗方保 | 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年4月23日 |
| 磐城高等学校 | 平成22年7月23日 | 宗方保 | 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年4月27日 |
| 磐城桜が丘高等学校 | 平成22年7月23日 | 宗方保 | 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年4月28日 |
| 又葉翔陽高等学校 | 平成22年7月23日 | 鳴原吉之助 | 高野宏之 | 書面監査 | 平成22年4月28日 |
| 原町高等学校 | 平成22年7月23日 | 鳴原吉之助 | 高野宏之 | 書面監査 | 平成22年4月23日 |
| 相馬農業高等学校 | 平成22年7月23日 | 宗方保 | 野崎直実 | 書面監査 | 平成22年5月19日 |

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・支出事務手続において著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

出張旅費の支給や新聞代の支払など履行期が到来した確定債務について、支出権者による支出の決定及び支出命令が適正に行われず、支出時期が大幅に遅延しているものが多数認められる。

- 1 職員の旅費の支払を徒過し、3か月以上遅延しているものが、392件、3,108,133円ある。
- 2 適法な請求書を受理したにもかかわらず、約定による支払期限を徒過したことから、債権者に対して請求書の再提出を求め、この提出を待つて支出しているものがある。

| | | |
|--------------|-----|------------|
| (1) 需用費 | 6件 | 122,928円 |
| (2) 委託料 | 18件 | 1,446,958円 |
| (3) 使用料及び賃借料 | 6件 | 491,400円 |
| 合 計 | 30件 | 2,061,286円 |

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たって適切迅速な事務処理と必要な内部統制が的確に行われるよう、支出権者及び会計事務担当職員が、その職責を十分理解し、関係規程の遵守を徹底するとともに、事務処理方法等の改善・強化・充実を図ること。

- ・契約の事務手続に適切でないものがある。

「事実」

プールスタート台撤去等工事の請負契約において、随意契約では最低制限価格を設定することがなじまないにもかかわらず、最低制限価格を設けて見積合せを行っている。

なお、見積の条件には最低制限価格を設定する旨を表示していない。「是正・改善等の意見」

工事請負契約の事務手続きに当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 物品管理簿の整理について、物品分類基準表の区分に基づかず独自の区分により整理し、会計管理者への報告も行っていない。(磐城高等学校)
- ・ 扶養手当が過支給(1人26,000円)となっている。(原町高等学校)
- ・ 授業料収入が遅延(3か月以上、32件352,200円)している。(相馬農業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した県公営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成22年9月21日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直保
 福島県監査委員 野崎実之
 福島県監査委員 高野宏之

監査対象機関 福島県企業局

執行年月日 平成22年7月16日

担当監査委員 宗方保

高野宏之

(工業用水道事業)

第1 決算及び財務の状況

平成21年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の業務運営の状況は、総給水量366,687,001㎡で、前年度に比べ856,018㎡(0.23%)減少しているが、これは相馬工業用水道で増量契約があったものの、全体では企業の撤退などにより給水量が減少しているためであり、工

業用水道全体の給水は、計画どおり実施されたものと認められる。

また、当年度における建設改良事業についても、磐城工業用水道第2期改築事業の配水管布設管工事など、計画どおり実施されたものと認められる。

経営成績では、事業収益が2,574,781,428円に対し事業費用は2,188,496,171円で、当年度の純利益は386,285,257円となっている。これは、総給水量は減ったものの基本料金の高い工業用水道の給水が増えたことによる営業収益の増加、修繕費をはじめ委託料などの営業費用の減少及び企業債支払利息の減少によるものである。

- 指摘等事項

特に認められなかった。

(地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況

平成21年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の業務運営の状況は、白河複合型拠点において住宅用地765.23㎡を分譲しており、当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が78.3%、白河複合型拠点(造成済み)の工場用地が78.6%及び業務用地・住宅用地が45.9%となっている。

経営成績では、事業収益38,732,278円に対し事業費用は366,546,552円で、この結果当年度の純損失は327,814,274円となり、前年度と比較して1,129,527,845円(77.5%)の減少となっている。

- 指摘等事項

特に認められなかった。

(公営企業資産活用事業)

第1 決算及び財務の状況

平成21年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における業務運営の状況は、貸付事業に係る貸付金の回収を行っているのみである。

経営成績では、事業収益が586,678円に対し事業費用は0円であり、当年度の純利益は586,678円である。

本事業は、公営企業の資産を活用して新たな事業の開発調査並びに出資及び貸付けを行うために、平成4年度に地域開発事業会計から資本金313,623,000円の出資で創設されたところであるが、平成13年度以降は貸付事業の継続だけで実質的な事業は実施しておらず、平成21年度末をもって廃止された。その資産は、固定資産が76,761,056円(長期貸付金41,761,056円及び出資金35,000,000円)並びに流動資産が269,542,614円

(現金・預金269,206,522円及び未収金336,092円) であるが、これらは平成22年4月1日に地域開発事業会計へ引き継がれることとされている。

○ 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象機関 福島県企業局いわき事業所

執行年月日 平成22年7月2日

担当監査委員 鳴原 吉之助

野崎 直実

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であると認められる。

○ 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象機関 福島県病院局

執行年月日 平成22年7月16日

担当監査委員 鳴原 吉之助

野崎 直実

(福島県立病院事業)

第1 決算及び財務の状況

平成21年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況

県立病院は、6病院、許可病床数847床であり、平成21年度の患者数は、延べ427,178人となっている。

患者数の内訳は、入院が延べ156,671人、外来が延べ270,507人で、前年度に比べて、入院では30,341人(16.2%)、外来は33,681人(11.1%)減少し、合計では64,022人(13.0%)の大幅な減少となった。

経営成績では、総収益11,734,355,427円に対し総費用が13,468,137,724円で、純損失は1,733,782,297円と前年度に比べ528,107,544円(23.3%)損失額が減少しているが、繰越欠損金を加えた累積欠損金は24,176,368,432円に達している。

なお、この損失額の減少は、平成21年度に国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した「県立病院事業支援経費補助金」1,415,794,000円が繰り入れられたことによるものであるが、当該補助金のうち不採算地区等病院への繰入分を除く1,025,475,000円を総収益から差し引いた場合の純損失は2,759,257,297円であり、前年度に比べ497,367,456円損失額が増加している。

また、平成21年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、収益的収入中に5,385,159,765円(県立病院事業支援経費補助金を含む。)があり、資本的収入

入中の1,206,467,134円を合計すれば、総額6,591,626,899円に上っているが、これは前年度と比較して1,745,418,103円(36.0%)増加している。

平成21年度の事業経営は、医師不足による診療体制の弱体化などにより、入院・外来患者数とともに大幅な減少となり、これが医業収益に大きく影響したため、単年度欠損は17億円余、累積欠損は241億円を超えるなど、依然として経営状態は極めて憂慮すべき状況にある。

(病院局)

事業収支

(単位 円)

| 区 分 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 減 |
|---------|-------------|--------------|-------------|
| 事 業 収 益 | 440,640,789 | 367,369,518 | 73,271,271 |
| 事 業 費 用 | 483,935,886 | 531,681,471 | △47,745,585 |
| 純 損 益 | △43,295,097 | △164,311,953 | 121,016,856 |

平成21年度の収支は、経営改革支援経費等の一般会計補助金の増加などにより、収益が440,640,789円で前年度に比べ73,271,271円(19.9%)増加し、費用が483,935,886円で前年度に比べ47,745,585円(9.0%)減少し、43,295,097円の純損失となっている。

○ 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象公所 県立矢吹病院

執行年月日 平成22年7月7日

担当監査委員 鳴原 吉之助

野崎 直実

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

| 区 分 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 減 |
|-----|--------|--------|--------|
| 入 院 | 53,083 | 55,966 | △2,883 |
| 外 来 | 14,821 | 15,518 | △697 |

2 事業収支

(単位 円)

| 年 度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 減 |
|-----|--------|--------|-----|
| | | | |

| 区分 | | | |
|------|---------------|---------------|------------|
| 事業収益 | 1,828,140,530 | 1,730,858,553 | 97,281,977 |
| 事業費用 | 1,828,468,326 | 1,730,935,768 | 97,532,558 |
| 純損益 | △327,796 | △77,215 | △250,581 |

第2 経営管理の状況

平成21年度の利用状況は、入院患者数延べ53,083人、外来患者数延べ14,821人であり、前年度に比べ入院は2,883人(5.2%)、外来は697人(4.5%)ともに減少した。

事業収支は、収益が1,828,140,530円で前年度に比べ97,281,977円(5.6%)増加したが、費用も1,828,468,326円と前年度に比べ97,532,558円(5.6%)増加したため、純損失は327,796円と前年度に比べ250,581円(324.5%)増加した。

なお、当病院には一般会計から精神病院増こう経費が補てんされており、補てん前の損失額は484,075,967円と前年度に比べ157,134,249円(24.5%)減少しているが、県立病院事業支援経費補助金165,566,000円を差し引いた実質の純損失は649,641,967円と前年度に比べ8,431,751円増加しており、経営状態は依然として厳しいものとなっている。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象公所 県立喜多方病院
 執行年月日 平成22年7月13日
 担当監査委員 宗方 保
 高野 宏之

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増減 |
|----|----|--------|--------|--------|
| 入院 | 院 | 15,529 | 15,221 | 308 |
| 外来 | 来 | 34,395 | 37,116 | △2,721 |

(単位 人)

2 事業収支

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増減 |
|------|----|---------------|---------------|------------|
| 事業収益 | 益 | 1,828,140,530 | 1,730,858,553 | 97,281,977 |
| 事業費用 | 用 | 1,828,468,326 | 1,730,935,768 | 97,532,558 |
| 純損益 | 益 | △327,796 | △77,215 | △250,581 |

(単位 円)

| | | | |
|------|---------------|---------------|-------------|
| 事業収益 | 1,121,602,093 | 880,902,753 | 240,699,340 |
| 事業費用 | 1,296,501,422 | 1,180,795,166 | 115,706,256 |
| 純損益 | △174,899,329 | △299,892,413 | 124,993,084 |

第2 経営管理の状況

平成21年度の利用状況は、入院患者数延べ15,529人、外来患者数延べ34,395人で、前年度に比べ入院は308人(2.0%)増加し、外来は2,721人(7.3%)減少した。

事業収支は、収益が1,121,602,093円で前年度に比べて240,699,340円(27.3%)増加し、費用も1,296,501,422円と前年度に比べ115,706,256円(9.8%)増加したが、純損失は174,899,329円と前年度に比べ124,993,084円(41.7%)減少し、県立病院事業支援経費補助金113,749,000円を差し引いた実質の純損失も288,648,329円と前年度に比べ11,244,084円減少するなど改善は見られるものの経営状態は依然として厳しいものとなっている。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・扶養手当が不足支給(1人1万5,000円)、期末手当が不足支給(1人6,250円)、寒冷地手当が不足支給(1人9,913円)となっている。

監査対象公所 県立会津総合病院
 執行年月日 平成22年7月13日
 担当監査委員 宗方 保
 高野 宏之

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増減 |
|----|----|--------|---------|---------|
| 入院 | 院 | 48,311 | 67,823 | △19,512 |
| 外来 | 来 | 89,506 | 107,370 | △17,864 |

(単位 人)

2 事業収支

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増減 |
|------|----|---------------|---------------|--------------|
| 事業収益 | 益 | 3,734,546,708 | 4,323,945,849 | △589,399,141 |

(単位 円)

| | | | |
|-------|---------------|---------------|--------------|
| 事業費用 | 4,673,360,745 | 5,263,178,601 | △589,817,856 |
| 純 損 益 | △938,814,037 | △939,292,752 | 418,715 |

第2 経営管理の状況

平成21年度の利用状況は、入院患者数延べ48,311人、外来患者数延べ89,506人で、前年度に比べ入院は19,512人(28.8%)、外来は17,864人(16.6%)ともに減少し、6県立病院の中で人数及び率ともに最大の減少であった。

事業収支は、収益が3,734,546,708円で前年度に比べて589,399,141円(13.6%)減少したが、費用も4,673,360,745円と前年度に比べ589,817,856円(11.2%)減少したため、純損失は938,814,037円と前年度に比べ418,715円(0.0%)減少しているもの、県立病院事業支援経費補助金615,613,000円を差し引いた実質の純損失は1,554,427,037円と前年度に比べ615,194,285円増加しており、経営状態は非常に厳しい状況である。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 医業未収金の管理及び回収の執行体制に適切を欠いている。

「事実」

前年度に指摘された未収金の回収状況については、平成21年9月18日及び平成21年10月19日に催告書を発付し、平成22年1月下旬に90件に対する出張徴収を実施したが、一般的に時期が遅延しており、また、その後の取組がないなど、計画及び進行管理が適切でない。

さらに、組織内部において、滞納者基本情報の記録が不完全なまま出張徴収するなど、債権回収に向けた事前準備を徹底しなかつたため、効果的かつ効率的な債権回収に結びついていない。

なお、医業未収金については、納期限後2月以内に督促を行うこととされているが、平成19年6月1日以降平成22年1月31日までの間の大部分について督促状が発付されておらず、また、その他の月の分についても発付時期が著しく遅延している。

「是正・改善等の意見」

医業未収金の管理及び回収の執行体制について改善を図るとともに、福島県立病院医業未収金マニュアル等の関係規程に基づき、継続的かつ計画的な未収金の回収を図ること。

- ・ 旅費に関して著しく適切でないものがある。

「事実」

1 高速道路路を利用する旅行命令を発している150件のうち、高速自動車道の通行料を負担しているのは78件で、他は負担していない。

2 職員Aについて、3泊4日の県外旅行命令を発したが、日程を変更したにもかかわらず、旅行命令変更を申請しないまま実態と異なった復命をし、

これに基づいて旅費を支給している。

「是正・改善等の意見」

旅行命令に当たっては、予算措置、用務の内容、会議の開始・終了時刻等を勘案して適正に行うこと。

また、旅費の支給に当たっては、復命内容を十分確認してから行うとともに、用務、日程等に変更が生じた場合には旅行命令の変更を適正に行うよう指導すること。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指摘事項

- ・ 毎事業年度減価償却を行うべき無形固定資産について、全く減価償却を行っていない。

・ 超過勤務手当が不足支給(2人16,300円)、臨時事務補助員の附加賃金(時間外割増賃金)が不足支給(1人5,905円)となっている。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 平成22年7月14日

担当監査委員 宗 方 保

高 野 宏 之

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数 (単位 人)

| 区 分 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 減 |
|-----|--------|--------|------|
| 入 院 | 6,532 | 7,113 | △581 |
| 外 来 | 19,286 | 18,927 | 359 |

2 事業収支 (単位 円)

| 区 分 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 減 |
|--------|-------------|-------------|---------|
| 事業 収 益 | 618,438,705 | 617,670,569 | 768,136 |
| 事業 費 用 | 619,498,680 | 618,737,692 | 760,988 |
| 純 損 益 | △1,059,975 | △1,067,123 | 7,148 |

第2 経営管理の状況

平成21年度の利用状況は、入院患者数延べ6,532人、外来患者数延べ19,286人で、前

年度に比べ入院は581人(8.2%)減少し、外来は359人(1.9%)増加した。
 事業収支は、収益が618,438,705円で前年度に比べて768,136円(0.1%)増加し、費用も619,498,680円と前年度に比べ760,988円(0.1%)増加したが、純損失は1,059,975円と前年度に比べ7,148円(0.7%)減少した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされており、補てん前の損失額は180,931,692円と前年度に比べ44,462,778円(19.7%)減少しているが、県立病院事業支援経費補助金60,360,000円を差し引いた実質の純損失は241,291,692円と前年度に比べ15,897,222円増加しており、経営状態は引き続き厳しい状況である。

- 指摘等事項
- 特に認められなかった。

監査対象公所 県立南会津病院
 執行年月日 平成22年7月15日
 担当監査委員 宗方 保
 高野 宏之

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 | 減 |
|----|----|--------|--------|---|--------|
| 入院 | 院 | 18,304 | 21,470 | | △3,166 |
| 外来 | 来 | 53,141 | 61,808 | | △8,667 |

2 事業収支

(単位 円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 | 減 |
|----|----|---------------|---------------|---|------------|
| 事業 | 収益 | 2,287,960,370 | 2,289,597,431 | | △1,637,061 |
| 事業 | 費用 | 2,289,089,425 | 2,290,712,521 | | △1,623,096 |
| 純 | 損益 | △1,129,055 | △1,115,090 | | △13,965 |

第2 経営管理の状況

平成21年度の利用状況は、入院患者数延べ18,304人、外来患者数延べ53,141人で、前年度に比べ入院は3,166人(14.7%)、外来は8,667人(14.0%)ともに減少した。

事業収支は、収益が2,287,960,370円で前年度に比べて1,637,061円(0.1%)減少し、費用も2,289,089,425円と前年度に比べ1,623,096円(0.1%)減少したが、純損失は

1,129,055円と前年度に比べ13,965円(1.3%)増加した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされており、補てん前の損失額は445,755,133円で前年度に比べ118,806,366円(21.0%)減少しているが、県立病院事業支援経費補助金164,393,000円を差し引いた実質の純損失は610,148,133円と前年度に比べ45,586,634円増加しており、経営状態は一層厳しいものとなっている。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- ・扶養手当が不足支給(1人19,166円)、期末手当が不足支給(1人16,100円)、寒冷地手当が不足支給(1人12,666円)、月額特殊勤務手当が過支給(1人4,800円)となっている。

監査対象公所 県立大野病院
 執行年月日 平成22年7月2日
 担当監査委員 鳴原 吉之助
 野崎 直実

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 | 減 |
|----|----|--------|--------|---|--------|
| 入院 | 院 | 14,912 | 19,419 | | △4,507 |
| 外来 | 来 | 59,358 | 63,449 | | △4,091 |

2 事業収支

(単位 円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 増 | 減 |
|----|----|---------------|---------------|---|-------------|
| 事業 | 収益 | 1,703,026,232 | 1,457,563,490 | | 245,462,742 |
| 事業 | 費用 | 2,277,283,240 | 2,313,756,785 | | △36,473,545 |
| 純 | 損益 | △574,257,008 | △856,193,295 | | 281,936,287 |

第2 経営管理の状況

平成21年度の利用状況は、入院患者数延べ14,912人、外来患者数延べ59,358人で、前年度に比べ入院は4,507人(23.2%)、外来は4,091人(6.4%)ともに減少した。

事業収支は、収益が1,703,026,232円で前年度に比べて245,462,742円(16.8%)増加し、費用は2,277,283,240円と前年度に比べ36,473,545円(1.6%)減少したため、純損

失は574,257,008円と前年度に比べ281,936,287円(32.9%)減少しているが、県立病院事業支援経費補助金296,113,000円を差し引いた実質の純損失は870,370,008円と前年度に比べ14,176,713円増加しており、経営状態は引き続き厳しい状況である。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

・超過勤務手当及び休日給の支給に適切でないものがある。

「事実」

1 職員A外2名に係る超過勤務手当について、時間数の入力を誤り、超過勤務命令簿と勤務命令集計表の照合を怠ったため、不足支給となっている。

正当支給額 655,172円

既支給額 488,660円

不足支給額 166,512円

2 職員Bに係る超過勤務手当について、時間数の入力を誤り、超過勤務命令簿と勤務命令集計表の照合を怠ったため、過支給となっている。

正当支給額 0円

既支給額 28,899円

過支給額 28,899円

3 職員Cに係る超過勤務手当について、週休日の振替が同一週に行われたにもかかわらず支給していたため、過支給となっている。

正当支給額 0円

既支給額 2,452円

過支給額 2,452円

4 職員Bに係る休日給について、時間数の入力を誤り、超過勤務命令簿と勤務命令集計表の照合を怠ったため、不足支給となっている。

正当支給額 24,384円

既支給額 0円

不足支給額 24,384円

「是正・改善等の意見」

超過勤務手当及び休日給の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正に行うこと。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。指導事項

・委託契約に基づき委託者が提出すべき業務計画書が提出されていない。

(監査総務課)